

●第3章 目標達成に向けた施策の推進

1 計画の施策体系

基本条例第8条では、環境の保全に関する施策の策定等に係る基本方針として、次のように規定しています。

(施策の策定等に係る基本方針)

- 第8条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
 - 三 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて、体系的に保全されること。
 - 四 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - 五 歴史的・文化的な遺産が保全されること。
 - 六 良好的な景観が保全されること。

この基本方針に沿って策定し、実施する環境の保全に関する施策の体系を、第2章で示した4つの基本目標ごとに整理し、図3-1に示します。なお、4つの基本目標に共通する施策については、「共通施策」として位置づけています。

図3－1 施策の体系

(基本理念) (基本目標の区分)

(施策分野)

(施策区分)

良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく
県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない

I 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

(1) 資源循環の推進	ア 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進 イ 廃棄物の適正処理の推進 ウ 不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正措置
(2) 地球温暖化の防止	ア 温室効果ガス削減対策の推進 イ エネルギーの適正利用の推進 ウ 新エネルギーの導入促進
(3) 大気環境の保全	ア 大気汚染の防止 イ 自動車環境対策の推進 ウ 騒音・振動の防止 エ 悪臭の防止
(4) 水環境の保全	ア 水質汚濁の防止 イ 生活排水対策の推進 ウ 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用
(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進	ア 有害化学物質対策の推進 イ 化学物質の適正管理の推進 ウ 地下水・土壤汚染対策の推進

II 人と自然が共にある環境の保全

(1) 多様な自然環境の保全	ア すぐれた自然の保全 イ 里地里山等の保全 ウ 水辺環境の保全
(2) 生物の多様性の確保	ア 貴重・希少な野生動植物の保護 イ 地域の生態系の保全
(3) 自然とのふれあいの確保	ア 自然公園等の整備・活用 イ 森林・水辺等の保全・活用
(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全	ア 森林環境の保全 イ 農地環境の保全 ウ 沿岸海域環境の保全

III やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

(1) 身近な自然環境の保全・再生	ア 身近な緑の保全・創出 イ 身近な水辺・海辺の保全・再生 ウ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生
(2) 良好的な景観の形成	ア 都市景観の保全・創出 イ 農山漁村景観の保全・復元 ウ 良好的な郷土景観の形成
(3) 歴史的・文化的環境の保全	ア 文化財等の保護・活用 イ 歴史的・文化的景観の保全・活用

IV 自主・協働による環境保全活動の促進

(1) 環境経営の推進	ア 県における環境経営の推進 イ 市町村における環境経営の促進 ウ 事業者における環境経営の促進
(2) 環境教育・環境学習の推進	ア 環境教育・環境学習の拠点施設の活用 イ 環境教育・環境学習の充実
(3) 地域における環境保全活動の促進	ア 地域における自主的な環境保全活動の促進 イ 各主体の連携による環境保全活動の促進
(4) 國際的な環境保全活動への協力・貢献	ア 國際的な環境協力・貢献の推進

共通施策

(1) 環境保全の総合的取組みの推進	ア 基盤的施策の推進 イ 環境汚染等の未然防止 ウ 健康被害の救済・予防 エ 公害紛争への対応
(2) 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供	ア 監視・観測等の体制の整備 イ 環境情報の整備・提供
(3) 環境保全に関する調査研究等の推進	ア 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 イ 地球的規模の環境保全に関する調査研究